

令和7年11月27日 開会

令和7年11月27日 閉会

(臨時第4回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 61 号

令和 7 年第 4 回日吉津村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 7 年 11 月 21 日

日吉津村長 中 田 達 彦

1. 日 時 令和 7 年 11 月 27 日 午前 9 時 30 分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

齊 田 光 門	加 藤 修
江 田 加 代	長谷川 康 弘
前 田 昇	石 原 浩 明
河 中 博 子	橋 井 満 義
松 田 悦 郎	山 路 有

○応招しなかった議員

な し

第4回 日吉津村議会臨時会会議録（第1日）

令和7年11月27日(木曜日)

議事日程（第1号）

令和7年11月27日 午前9時30分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第44号 日吉津職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第45号 日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第46号 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）
- 日程第6 議案第47号 令和7年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第2回）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第44号 日吉津職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第45号 日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第46号 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）
- 日程第6 議案第47号 令和7年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第2回）
-

出席議員（10名）

1番 齊田光門	2番 加藤修
3番 江田加代	4番 長谷川康弘
5番 前田昇	6番 石原浩明
7番 河中博子	8番 橋井満義
9番 松田悦郎	10番 山路有

欠席議員 な し

欠 員 (な し)

事務局出席職員職氏名

局 長 里 英 樹 書 記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	副村長	小 原 義 人
総務課長	橋 田 和 久	住民課長	森 由 紀 子
福祉保健課長	矢 野 孝 志	建設産業課長	福 井 真 一
教育長	奥 田 和 弘	教育次長	横 田 威 開
会計管理者	景 山 美 穂		

午前9時30分 開会

○議長（山路 有君） 皆さんおはようございます。ただいまより令和7年11月27日、第4回日吉津村議会臨時会を開催します。ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、橋井満義議員、9番、松田悦郎議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（山路 有君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長から答申のあったとおり、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3 議案第44号 から 日程第4 議案第45号

○議長(山路 有君) お諮りします。日程第3から日程第4までは条例改正に関する議案ですので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) 異議なしと認めます。したがって、日程第3、議案第44号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第45号日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長(中田 達彦君) ただいま一括議題となりました、議案第44号から、議案第45号までについて、提案理由をご説明申し上げます。はじめに、議案第44号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。はじめに、議案第44号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。平和7年11月11日、公務員の給与改定に関する取扱いにおいて、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおり改定を行うものとする閣議決定されたことから、これに準じて本村の職員の月例給与及び期末勤勉手当、さらに通勤手当及び宿日直手当を引き上げるものでございます。主な改正内容は、職員の俸給月額を平均で3.3%引き上げ、一般職員の期末手当を年間2.50月から2.525月に、0.025月分引き上げ、勤勉手当を年間2.10月から2.125月に0.025月分引き上げるものでございます。

次に、議案第45号の日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。一般職員の給料表の変更により、一般職員に合わせるために給料表の改訂を行うものでございます。

以上、一括議題となりました議案第44号から議案第45号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山路 有君) 提案説明が終わりましたので、これから議案第44号から議案第45号に対する質疑を行います。最初に議案第44号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) 質疑はないようですから、議案第44号に対する質疑を終わります。

次に議案第45号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) 質疑はないようですので、議案第45号に対する質疑を終わります。

これから議案第44号から議案第45号に対する討論を行います。

最初に、議案第 44 号に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、議案第 44 号に対する討論を終わります。

次に、議案第 45 号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから議案第 45 号に対する討論を終わります。

これから議案第 44 号から 45 号までの採決をします。この採決は起立によって行います。

最初に議案第 44 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 45 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 46 号 から 日程第 6 議案第 47 号

○議長（山路 有君） おはかりします。日程第 5 から日程第 6 までは補正予算に関する議案ですので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 5、議案第 46 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）、日程第 6、議案第 47 号令和 7 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 2 回）の 2 件を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました議案第 46 号から、議案第 47 号までについて提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 46 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）につきまして提案理由をご説明申し上げます。歳入歳出それぞれ 2,221 万 9,000 を追加し、歳入歳出予算の総額

を、歳入歳出それぞれ 36 億 98 万 3,000 円とするものでございます。歳出の主なものをご説明申し上げますので、13 ページをご覧ください。第 9 款教育費、第 4 項社会教育費、第 2 目公民館費、需用費に施設修繕料 59 万 4,000 円を計上しておりますが、これはヴィレステひえづの、ヴィレステホール横にある自動ドアのうち、外側のドアの内部装置が、経年劣化及び摩耗により動作不良となっており、取替え修繕が必要となったことによるものでございます。

また、歳出における各費目の、人件費に伴う増につきましては、人事院勧告による給料、期末勤勉手当等の給与改定に伴う人件費の増額に伴うものでございます。5 ページの歳入におきまして、第 18 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金において、2,221 万 9,000 円の増で調整しております。

続きまして、議案第 47 号令和 7 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 2 回）について、提案理由をご説明申し上げます。はじめに、1 ページをご覧ください。第 2 条において収益的支出の補正額を定めております。第 2 条につきまして、実施計画明細書からご説明申し上げますので、12 ページをご覧ください。収益的支出において、第 1 款下水道事業費用の予定額を 51 万 7,000 円増額し、1 億 5,473 万 6,000 円としておりますが、これは人事院勧告による給与改定に伴う、人件費の増額が要因となっております。

以上、一括議題となりました議案第 46 号から議案第 47 号までの提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 説明が終わりましたので、これから議案第 46 号から議案第 47 号に対する質疑を行います。最初に議案第 46 号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 8 番、橋井です。議案第 46 号について、若干質問させていただきたいと思っております。ここにいたるまでに、全員協議会でも同僚議員からの質問があったと思っておりますが、ちょっと確認のためにしておきたいなと思っております。ページで行きますと、12 ページ及び 14 ページ、15 ページということで、これらの何を聞きたいかということは、職員共済組合の負担金についてであります。15 ページの給与明細表で明らかなおと、共済費が補正前の 69 万 3,000 円から、200 万に上がっているところであります。その明細の内訳の大まかなものは、教育の 12 ページの共済組合の負担金、事務局費の 135 万 9,000 円、それから 14 ページの会任職員の共済組合の 28 万 4,000 円ということで、これらがだまかなものかなというふうに思っております。これについてのここに至った経過と、内容についての概略説明を、お願いをいたしたいなと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○**総務課長（橋田 和久君）** 橋井議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。共済組合の負担金の増額につきましてですけれども、これは今年度に入りまして、人事の変更、教育長が変わられたり、あるいは職員の異動等によりまして、年度途中で補正が必要なところでございまして、このタイミングで増額をさせていただいたというところでございます。また、別のタイミングで増額をするということも考えたところではあるとは思いますが、このタイミングで合わせて、増額の提案をさせていただいたというところでございます。

○**議長（山路 有君）** 橋井議員。

○**議員（8 番 橋井 満義君）** 12 ページの中身については、人事の異動があつて新しく役務につかれたということの、変更に伴うものであるということはわかりました。この 14 ページのこれの総務費で、これ会任職員さんのこれが上がるというのは、どういうふうに理解すればいいんでしょうかね。この辺はちょっと、もう一度お願いします。

○**議長（山路 有君）** 橋田総務課長。

○**総務課長（橋田 和久君）** 橋井議員のご質問にお答えをいたします。保健体育費の増額につきましては、今年度新設させていただきました、地域でスポーツ活動を推進していただく、職員さんを新たに設置をさせていただいて、その部分の共済費部分が、当初予算で見込みがちょっと少なく計上してありましたもので、その部分の増額をさせていただいたというところでございます。

○**議長（山路 有君）** 橋井議員。

○**議員（8 番 橋井 満義君）** 3 回目になりますので、総務課長から答弁いただきました。その役職保健体育費の、この費目であげるべき時がいつであったのか、それとこの役職というのはどういう役職でおられるのかということ、今一度はつきり聞き取れなかったもので、明らかにしていただけたらと思います。お願いします。

○**議長（山路 有君）** 橋田総務課長。

○**総務課長（橋田 和久君）** 橋井議員の御質問にお答えを致します。この職員さんは会計年度任用職員さんになりますけれども、体力づくりの集落支援員という形で業務にあたっただいております。そのかたで、当初の見込みで少なく当初予算は計上しておりましたので、その部分の増額、フルで活動していただいているというところで、増額になったものがございます。以上でございます。

○**議長（山路 有君）** 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（山路 有君）** ないようですので、以上で議案第 46 号に対する質疑を終わります。

次に議案第 47 号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 47 号に対する質疑を終わります。

これから議案第 46 号から議案第 47 号に対する討論を行います。最初に議案第 46 号に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、議案第 46 号に対する討論を終わります。

次に議案第 47 号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですから、以上で議案第 47 号に対する討論を終わります。これから議案第 46 号から議案第 47 号までを採決します。この採決は起立によって行います。

最初に議案第 46 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 47 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

○議長（山路 有君） 以上で今臨時会に付議された議案はすべて議了いたしました。これをもって会議を閉じ、令和 7 年第 4 回日吉津村議会臨時会を閉会いたします。

午前 9 時 50 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員